

## 世代間交流・多機能型福祉拠点支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

近年、急速な少子高齢化や家族形態の変化（単身世帯・高齢者のみの増加）に伴い、地域社会のつながりが希薄化し、住民同士の相互扶助機能の低下が懸念されていることから、地域住民誰もが身近に集うことができる場や、福祉サービスを複合的に提供する施設での交流を促進するための拠点整備を進めることにより、県民誰もが地域の一員として共に支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。

### 事業実施主体

市町村（補助事業者）

### 対象事業等

次の事業を行う者（間接補助事業者）に助成する市町村（補助事業者）に対し、補助を行う。

#### ① 居場所機能型（世代間交流型）拠点整備事業

地域住民が世代を超えて、身近に集い交流する場を確保し、住民同士が見守り、支え合う環境づくりを進めるための拠点を整備する事業。

※市町村と連携して住民の交流を目的とした取組を企画・実施することが前提。

(対象事業例)

- ・空き店舗・民家、廃校施設等を活用したコミュニティカフェ、子ども食堂、学習支援施設等

#### ② 福祉サービス複合提供型（多機能型）拠点整備事業

高齢者や障がい児(者)、児童を対象とした複数の福祉サービスを一体的に提供し、効率的かつ効果的な施設運営及び利用者や保護者の交流を促進する拠点を整備する事業。

(対象事業例)

- ・既存の保育所と老人デイサービスセンターを結ぶ交流スペースの増設等

### 補助率等

補助率は1/2とし、1事業あたり次の補助額を上限とする。

(県：1/2、市町村：1/2)

- 施設整備 100万円
- 備品購入等 25万円
- 計 125万円

### 県内事例 (一部抜粋)

- ① 事業年度 令和元年度
- ② 事業主体 延岡市（特定非営利活動法人 ゆめの木）
- ③ 事業内訳 建物修繕（外構、内装、コンセント配管）  
備品導入（パソコン、空気清浄機、医療備品等）

#### ④ 事業内容

病気や介護に関する学びの場、地域ボランティア育成の場としての機能として、相談窓口を設置し、医療や福祉の資格を持った者が、地域住民の暮らしの中での悩みごとや困りごとに対応している。また、地域コミュニティスペースを設置し、世代が気軽に立ち寄り、交流できるスペースを確保し、専門機関へつなぐ活動を実施している。

(※令和元年度は、団体等に対する間接補助。)

県主管課名	福祉保健部 福祉保健課 (地域福祉保健・自殺対策担当)	電話番号	44-2660 内線8223
-------	--------------------------------	------	-------------------

## オピニオンリーダー育成・強化事業

(事業開始年度：平成21年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

医師不足の深刻化により救急医療体制の維持が危機的な状況に向かう中、いわゆる「コンビニ受診」等不要不急の受診の増加等が医療現場に与える影響は極めて大きい。これらは、疲弊した医師の退職等、医療提供体制の崩壊に直結する極めて深刻な問題であり、地域の救急医療体制を守るため、救急医療の適正受診について住民の意識変革、受診行動の改善を促進し、医師の負担軽減を図ることが急務となっている。

適正受診の徹底に当たっては、地域住民が自らの問題と自覚し、主体的に行動することが不可欠であるため、県として、その自主・自立的な活動を育成・強化するため、支援を行う事業である。

### 事業実施主体

事業区分	内 容	実施主体
NPO等活動支援・強化事業	NPO等が行う活動の支援・強化事業	県内に住所を有するNPO法人、その他地域医療を支える取り組みを行う団体
市町村連携事業	市町村がNPO等と連携し、NPO等活動支援として行う事業	県内の市町村

### 対象事業等

#### (1) 事業目的

- ①安易な時間外受診の抑制
- ②受診の棲み分け促進（初期、二次、三次）
- ③受診の見極めに関する知識の習得
- ④安易なクレームの抑制
- ⑤かかりつけ医の促進

#### (2) 事業内容

上記目的を実現するための下記事業

調査・研究	医師の過重労働の実態等医療機関の現状を正確に把握し、医療問題について自らが考察する。
	○勉強会の開催 ○地域住民の意識調査、受診行動調査 ○先進地視察 等
広報 (企画立案及び実施)	効果的な啓発、PRの企画立案及び実施
	○広報ツールの作成（ビラ、DVD、情報誌、HP等） ○各種地域活動や母子保健、学校保健、成老人保健事業等 関連機関と連携したPR活動の実施、マスメディア出演 ○セミナーの開催（専門家や住民活動先駆者の招へい等） ○キャンペーンの実施（地元関係機関等との合同開催等） 等

### 補 助 率

補助率 1/2（500千円を上限とする）

### 県 内 事 例

令和元年度実績  
 県北の地域医療を守る会（延岡市）、日向市、日南市

県主管課名	福祉保健部 医療業務課 (医療体制担当)	電話番号	26-7451 内線8255
-------	-------------------------	------	-------------------

## 地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

(事業開始年度：平成18年度)

(地域生活支援促進事業：平成29年度)

— 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 —

### 事業の目的・概要

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 事業実施主体

市町村  
ただし、事業の一部を地域の障がい者福祉団体等に委託することができる。

### 対象事業等

- 1 地域生活支援事業
  - (1) 理解促進研修・啓発事業
  - (2) 自発的活動支援事業
  - (3) 相談支援事業
  - (4) 成年後見制度利用支援事業
  - (5) 成年後見制度法人後見支援事業
  - (6) 意思疎通支援事業
  - (7) 日常生活用具給付等事業
  - (8) 手話奉仕員養成研修事業
  - (9) 移動支援事業
  - (10) 地域活動支援センター機能強化事業 等
- 2 地域生活支援促進事業
  - (1) 発達障害児者地域生活支援モデル事業
  - (2) 障害者虐待防止対策支援事業
  - (3) 成年後見制度普及啓発事業
  - (4) 発達障害児者及び家族等支援事業
  - (5) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 等

### 補助基準

知事が必要と認めた額

### 補助率

国1/2以内、県1/4以内

### 県内事例

各市町村

県主管課名	福祉保健部 障がい福祉課 (社会参加推進・管理担当)	電話番号	32-4468 内線8146
-------	-------------------------------	------	-------------------

## 多様な主体が取り組む子育て環境づくり支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	子育て支援に取り組む様々な団体の力を借りることで、行政だけではカバーできない多様な切り口から、子どもと子育てを支える人づくりと社会づくりを進める。		
<b>事業実施主体</b>	県内で活動する民間団体（NPO 等の子育て支援団体、ボランティアグループ等）		
<b>対象事業等</b>	次のメニューを中心とした事業案を公募 ① 子どもや子育て家庭を支援するための交流の場づくり ② 社会全体で子育てを支援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催 ③ 子どもや子育て家庭と多様な世代との交流の場づくり ④ 地域の団体と協働した子ども向けの伝統文化・行事等の体験の実施 ⑤ 子どもに多様な体験を与えるための芸術・文化・遊び等の実施 ⑥ 訪問支援など外出困難な家庭への支援 ⑦ 地域の子育て支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組 ⑧ 子どもや子育て家庭への還元を目的とした実施主体における自主研究等の取組であって、他の子育て支援団体との連携を伴うもの		
<b>補助率等</b>	○ 補助率 10/10以内 ○ 補助上限額 ・実施主体の構成団体が1団体又は2団体 30万円 ・実施主体の構成団体が3団体以上 40万円		
県主管課名	福祉保健部 こども政策局 こども政策課 (子育て支援担当)	電話番号	26-7056 内線8017

## 人と地域とめぐり逢う「ひなたのグループ婚活」促進事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

少子化及び人口減少対策としての結婚支援は喫緊の課題であるが、特に中山間地域では身近な出会いだけでは結婚相手が見つげづらい状況にある。また、出会い・結婚を希望する方の中には、「1対1」での出会いに対してハードルの高さを感じる方もいる現状がある。そこで、市町村や企業等と連携してグループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する。

### 事業実施主体

県

### 対象事業等

- 1 結婚希望者のグループ登録・魅力PR支援
  - (1) 企業や市町村、地域の消防団等々に訪問し、グループ登録の依頼を行う。
  - (2) グループ間のマッチングのためのシステムにグループの登録を行う際に、グループやその地域の魅力発信などのアドバイスをを行い、マッチングを促進する。
- 2 グループ間交流会の開催
  - (1) 年に5回以上、中山間地域のグループを対象とした交流会を行う。
  - (2) 中山間地域のグループとの交流では、希望に応じて地域の名所巡りなど、地域の魅力PRに繋げる。
  - (3) すべての参加者が主体的に参加できるよう、カップリング率を高める取組等を行う。
  - (4) 参加者の婚活意欲向上に繋がる取組を行う。
- 3 全体交流会の開催
 

複数のグループを一会場に集め、婚活意欲向上に繋がる講演会と、各グループの団体紹介等を行い、以降のグループ交流会開催を促進する。

県主管課名	福祉保健部 こども政策局 こども政策課 (子育て支援担当)	電話番号	26-7056 内線8017
-------	-------------------------------------	------	-------------------

地域包括ケアシステム体制強化支援事業  
 (介護予防・生活支援の取組強化支援)

(事業開始年度：令和2年度)

－ 厚生労働省老健局介護保険計画課 －

事業の目的・概要

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実を図っていく必要がある。市町村が地域の実情に応じて、効率的に支援体制の整備を推進できるように、介護予防や生活支援のサービス提供の担い手となる団体に対して支援を行う。

事業実施主体

市町村が推薦する介護予防や生活支援（地域の支え合い）の取組を行う団体（地縁団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）。

対象事業等

介護予防や生活支援サービスの担い手の育成（先進市町村の取組調査や養成講座の開催）、サービスの創出等に係る取組。

補助率等

補助率：補助対象経費の10／10以内

補助上限額：1団体あたり30万円以内

補助対象経費：報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

県主管課名	福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室 (地域包括ケア推進担当)	電話番号	44-2605 内線8124
-------	---	------	-------------------